

平成27年11月16日（月曜日）

美里町議会議員の政治倫理に関する条例の
制定を求める請願の審査特別委員会会議録

（第1号）

美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会会議録（第1号）

平成27年11月16日（月曜日）

出席委員（14名）

委員長	平吹俊雄君	
副委員長	我妻薫君	
委員	千葉一男君	福田淑子君
	藤田洋一君	柳田政喜君
	櫻井功紀君	大橋昭太郎君
	鈴木宏通君	橋本四郎君
	吉田二郎君	山岸三男君
	佐野善弘君	前原吉宏君

欠席委員（なし）

議長 吉田眞悦君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長	佐藤俊幸君
主幹兼議事調査係長	相澤正典君

平成27年11月16日（月曜日） 午前9時30分 開会

第1 請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願について

本日の会議に付した事件

第1 請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願について

午前9時30分 開会

委員長（平吹俊雄君） おはようございます。

ただいまから、美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会を開きます。

それでは、座らせて進めさせていただきます。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願
について

委員長（平吹俊雄君） 日程第1、請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

本日の会議は、10月26日に開催された本特別委員会におきまして、委員各位から御意見をいただくこととしておりました。

ただいまより、本請願について、委員各位の御意見をいただきたいと思っております。御意見ありませんか。ありませんか。御意見ございませんか。我妻委員。

8番（我妻 薫君） 8番我妻です。

前回の特別委員会で若干質疑がございました。その質疑等も受けながら、私なりの意見を述べたいと思っております。

政治倫理についてはいろいろ否定というか、意見があろうかと思っておりますが、私なりに考えていますのは、住民の代表者として公平・公正に行動するための政治家の行動規範という位置づけがひとつあるだろうと思っております。そのような観点から申し上げますと、今回の請願の目的、前回の質疑でも明らかになりましたが、この目的は議会基本条例をつくるためという説明がございました。議会基本条例ができないということが果たして政治家の行動規範に反するものなのかどうか、私には疑問でございます。

政治倫理条例の制定については、私は異議はないし、つくることに反対するものではありません。ただ、本請願の要旨、そして理由、それを踏まえて前回紹介議員の説明から伺いましたが、本来の政治倫理を求めているものというふうには私には到底理解できない、そのように思いますので、私の意見とさせていただきたいと思っております。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございませんか。ありませんか。山岸委員。

12番（山岸三男君） 12番、山岸です。

今、我妻委員がおっしゃられた意見に賛同する部分が相当ございます。前回の質疑応答の中でもありましたように、この請願の要旨と理由についてですが、紹介者の説明を聞きますと基本条例をつくるのを早めるための戦略的な目的があるという説明がございました。その説明を聞いて、私は本来の請願の要旨、理由とはちょっとかけ離れている部分じゃないかなと、目的が違う、目的が基本条例を制定して、早期に制定させるための、その前の政治倫理という説明でございました。本来の請願の要旨としては当てはまらないんじゃないか、そんなふうに思いましたので、私はちょっと受け入れがたいんじゃないかなという思いの意見でございます。

以上でございます。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

10番（橋本四郎君） 私が議会基本条例のことを取り上げたのは、基本条例をつくってこなかったというのであって、理論上、倫理条例と基本条例はもともと違うんです。倫理条例というのはあくまでも議員の1人1人に対する倫理観、人の道に外れない行動をとるとというのがそれなんであって、議会基本条例、私がもし間違っていたら調べてみてください。私、議会基本条例をつくる前提でこの倫理規定を、条例を出しているなんて言うことは言った覚えはないんです。調べてください。私の発言が間違いか、そして私が質疑をしたか、その辺を調べてほしいと思います。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございせんか。あくまでも意見ですので。そのほかにもございせんか。ございせんか。意見が……。福田淑子委員。

2番（福田淑子君） 2番、福田です。

いろいろと、前回質疑をさせていただきました。その中で、改選された条例制定に、議会基本条例制定に向けては課題を整理して、後に改正後もその確認事項として取り組まれております。また、平成23年の1月25日には議会基本条例も項目に設けて分科会で協議することを橋本委員も確認していることだと思うんですね。自分の意思を表明して、それを進めるのが議員として、一番倫理として問われるべきことだと思います。また、まずこの要旨の中に、「まずは議会基本条例より先に議会議員の政治倫理に関する条例を制定する」とありますけれども、なぜ、まずなのか。ほかの議員と同じ質問に対しても明確な答弁はなされていないと思います。「議会基本条例制定に向け、前向きに検討すべきものと望むと明言されていることから」と書いてあります。この文章からなぜまず議会基本条例を早く制定すべきものと書いてあるので

あれば、文章的にはわたしはつながると思うんですけども、なぜ「まずは議会基本条例より最初に議会議員の政治倫理条例の制定を求める」というこの文章はつながらず私は理解できません。

それから、請願書の要旨説明は、内容説明して理解を求めるものであることから、この文章としては私は理解できません。今後は、議会基本条例の審議の中で、当然議員の倫理についても協議されるものであると考えます。

以上、意見です。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。橋本委員。

10番（橋本四郎君） 文章のてにをはの問題を言われると話にならないんですが、問題は26年の10月に私が議会基本条例つくってほしい、これを出しました。そのいきさつを請願者は知っているんです。ですから、議会基本条例がつかれないというんなら、その前に議員って一体なにをすべきかということの倫理を、何を守るべきか、どういう規範を指すべきか行動をつくるのが先決だろうという、順序の問題出てきました。順序の問題出てこようと出てこまいと、問題は議会のほうで議会基本条例を論議しているというんなら、それは言葉が入ろうと入るまいと別段関係ないと思うんです。ただ、そういういきさつがあって、文章上議会基本条例もつかれないということでは困るから、じゃあその前にはまず議員として何をすべきかという、議会議員の基本に立って、その倫理条例をつくろうじゃないかと。それに立てばそれ以降の問題については解決が早いと、こういう見方だった。その見方にお互いに違いがあれば、これはやむを得ませんけれども、しかし26年に私が出した議会基本条例が一体、議長のところ届けましたけれども、その後おたくの特別委員長に行ったと思いますけれども、それが何で、現在審議中と言うけれども、審議中なら審議中でいいじゃないかと。問題は倫理条例とは関係ないと。こういうことでしょうか。なぜまるっきりできないのか、それが不愉快だと。理解できないと。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 福田委員。

2番（福田淑子君） 請願の要旨、理由、それに対して、てにをはを言われるのは云々とお話しされました。しかしながら、この請願書、それを詳しく理由、理解を求めるために理由とそれから要旨があると思うんですね。その中で文章がまずつながらないということをもまず先ほど申し上げました。

それから、なぜ議会基本条例が進まないのかと言いましたけれども、何回も言いますが、平成23年1月25日に特別委員会で、橋本委員も一緒になってそれに対して分科会で協議すること

を確認しているわけですよ。それを、後から自分がそのときに確認したことを守るべきじゃないでしょうかね。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

10番（橋本四郎君） 誤解しないでください。議会基本条例が進まない理由は何かということ、お互いにそれをやろうとする意欲がないからじゃありませんか。私の意欲がないから、私自身がそれでは岩手県を見学した後に、勉強してきた後に議会基本条例の試案というもの出している。たたき台にしてもらえませんか。それなら、今、個別にやっています、個別にやっているのが進まないでしょう。進まなきゃ私自身、個人で出してこの議会基本条例がつかれるんだと。条例がつかれないのか、中身がつかれないのか、それはわかりません。問題は、つくるといふ意欲があるなら、なんでもっと積極的に進まないのか、私が1人でもって自分でさえもある程度条例をつくることできると。それはもう見たと思います。不十分だと思いますけれども、議員個人だってできるものが6人も7人も15人もいてですね、進まないということは、そこに何らかの問題があるからじゃありませんか。その問題は何かということ、私から言うと、この特別委員会が本気になって議会基本条例をつくらうとする意欲があるのかどうかという疑問をもったから、私は26年の10月に議長に対して議会基本条例は試案を出すからこれでもってたたき台にしてくださいと、こういうことで提出をしたんです。その経過があるから私はこう言うのであって、別段私がおくれることがいいなんて言った覚えはありません。

委員長（平吹俊雄君） 福田委員。

2番（福田淑子君） 2番、福田です。

何回も言いますが、2つの分科会を設けて、その分科会の順序にしたがって今議論して、分科会で協議しているわけですよ。その中に議会基本条例というものも入っております。それは、橋本委員が所属している分科会で審議をしていくことであって、何もしていない、全く進んでいないというのは、私は橋本委員の個人的な考えだと思います。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。ないですか。

それでは、意見がないようですので、意見についてはこれで打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。これより、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議につきましては、討論、採

決まで行うことといたします。

これより、本請願に対する討論に入ります。討論ありませんか。討論ありませんか。山岸委員。登壇願います。賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）登壇願います。

12番（山岸三男君） 私は、今回の政治倫理に関する条例の制定を求める請願について、反対の討論をさせていただきます。

けさ、今始まったこの特別委員会の中で、私を含めて3名の方が意見を述べられました。それに対し、紹介議員がさらに意見を述べられました。皆さんも御存じのとおり、どう考えても整合性もないし、請願の要旨、理由にも明らかな請願の目的が見受けられません。理解ができないという言葉が何人か出ました。私もそのうちの1人です。目的が基本条例をつくるのが目的でその前に「まずは」という文言も入っております。政治倫理に関する条例を先につくって、それから基本条例に進むべきというような考えのもとでこの請願がなされているものと思いました。

しかしながら、紹介議員も何度も言いますけれども、基本条例が進んでいない、できないんだら、という意見もお話しされました。しかし、同僚議員から何度も紹介議員もその委員会に入って、ここ何年にわたってその協議をやっているんだ。何もしていないわけじゃなくて、時間をかけて一生懸命基本条例の制定に向けて協議をしている。そういうことから踏まえまして、政治倫理をもしこの請願を受けて、またさらに協議を進めるとなれば、逆に今度は基本条例のほうがなかなか協議に入れない、そんな状況になろうかと思えます。そうであれば、今、もう既に基本条例に対しては協議を進めている段階でありますから、まずは倫理条例などというものは出すべきじゃないし、むしろ取り下げるべきだなと私は思いましたので、この請願に関しては反対の討論をさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。（「賛成」の声あり）賛成、はい。

10番（橋本四郎君） 紹介議員ですから、もちろんこれは賛成の意見です。

今、山岸委員の発言、福田委員の発言を聞きながら、本気になって皆さん方は議会の議員としての、2年前、1年半前です。町会議員に立候補されたとき、どんなことを町民の皆さん方に公約をされて立候補したかというその信念を忘れ、気持ちを忘れていたような感じがするんです。さっき1つの、具体的に申し上げますけれども、例えば議会基本条例は審議中だとこれ言った。審議中だと言っているが、橋本四郎も含めてその審議中なんでしょう。私は急ぎたいから代案を出したんです。そうしたら、皆さん方の中に、代案が出ているのに代案でもって検

討するくらいに入ってもいいんじゃないかという意見が出るのは当たり前でしょう。代案も何もなくて、1から始まって議会基本条例を今やっているんです。それは何かと、通年議会です。通年議会はいつでもできると、私こう言ってるんです。問題は、議会基本条例をつくる、その条例の骨子案、それがあれば進むだろうと私は思いまして、議会基本条例の試案をつくったんです。だから、本気になって進もうとするならば、たたき台が出たわけですから、私がつくったもの、いい悪いは別にして、そういうことを進めていこうではないかと意欲がじゃあ委員会の中でありましたか。特別委員会の中でありましたか。そういう発言はなかったんです。残念ながら、やっていますと言いながら1年間に何回も会議開かないで全く進まない。本来なら、特別委員会でも分科会でもそうですけれども、具体的な提案があったならそれに対しまず入っていくのが私は第1の物事を進める際の前提だと思うんです。問題は、申し上げます、この請願書出るとき、松本さんから言われました。この美里町の議員という皆さん方は当選すると態度が変わるんですねと言われました。皆さん方、今回、議員として皆さん方が言っていることの多くは何かというと、町民の皆さん側の立場に立って議会の議員として活動しますと言われました。きのうまで、13日まで、3日間、学校の施設運営、要するに施設に対する審議会の説明会がありました。何人議員出席されたと思いますか。吉田議員の出席したのを私は見ていました。1人で、私は1人で2回以上回りました。町民の意思を尊重して議会に反映するならば、町民に説明している説明会の中に皆さん方多く出てどうということを町民の方が質問したか。どういう意見が町民にあるか。それを聞くのが議員としての任務ではありませんか。皆さん方が選挙公報に書いている内容は。それが行えないとすれば、倫理に反することなんです。私たちは、町民に約束したことをどんな状態であろうとも道徳に反しない限り守っていく、実行していく、その意欲こそ議員が持つべきだろうと思うのです。

しかし、今回、1つの議会基本条例が進まないから、倫理規定は必要ないと、こういう場合に、議会基本条例が進まないのが倫理観がないからだとは私は断言できると思います。皆さん方の中に賛成の方、少ないと思いますけれども、いずれにしてもこの経過が議会の会議録として残って公正に一体どの議員がどういう発言をしてどうなったかと、このことを町民に批判してもらうために私としては今賛成の立場で意見を申し上げて、終わらせていただきたいと思いません。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。そのほかにも討論ございませんか。

討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願についてを採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（平吹俊雄君） 挙手少数であります。

よって、請願第1号 美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願については、不採択とすることに決しました。

今回の特別委員会につきましては、委員会審査報告書に意見を付記することとしたいことから、委員会審査報告書（案）をお示しし、それについて御協議をしていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。

よって、今回の特別委員会は、委員会審査報告書（案）について、協議することといたしました。

以上をもちまして、美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願の審査特別委員会の本日の会議を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午前9時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年11月16日

委員長